官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○輸出貿易管理令別表第二の一九の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるものの一部を改正する件（経済産業一〇七）　二
○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示（国土交通五一七）
○地心直交座標系の全部を改正する件（同五一八）
〔その他告示〕
○令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件（中央選挙管理会一七）
○参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件（参議院比例代表選出議員選挙選挙長一）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務二六六）
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一〇九五～一一一〇）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件の一部を改正する件（経済産業一〇八）　五
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（国土交通五一九）
○航路標識に関する件（海上保安庁一七）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一六三～一六七）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局三三）
〔人事異動〕
消費者庁　財務省　防衛省　東京都
石川県　愛知県　鳥取県　山口県　札幌市　横浜市　川崎市　名古屋市　京都市　大阪市　堺市　七
〔官庁報告〕
官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　八
法務
公証人任免（法務省）　八
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配五四）　一〇
日本国に帰化を許可する件（同五五）
〔公告〕
諸事項
官庁
第三者所有物の没収、財団、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　三一

法規的告示

○経済産業省告示第百七号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の一九の項の規定に基づき、経済産業省告示第二百五十一号（輸出貿易管理令別表第二の一九の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるもの）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令別表第二の一九の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるものは、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）別表第一の一の項に掲げるものとする。	輸出貿易管理令別表第二の一九の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるものは、次に掲げるものとする。
（削る）	一　人全血液
（削る）	二　人赤血球液
（削る）	三　洗浄人赤血球液
（削る）	四　解凍人赤血球液
（削る）	五　新鮮凍結人血漿
（削る）	六　人血小板濃厚液
（削る）	七　合成血

附　則

この告示は、令和七年七月十六日から施行する。

○国土交通省告示第五百十七号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月九日

国土交通大臣　中野　洋昌

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。 料金を徴収しない車両を定める告示 道路整備特別措置法施行令第十一条の国土交通大臣が定める料金を徴収しない車両は、次に掲げるものとする。 一～九　（略）	道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。 料金を徴収しない車両を定める告示 道路整備特別措置法施行令第十一条の国土交通大臣が定める料金を徴収しない車両は、次に掲げるものとする。 一～九　（略）
十　無線の交信を伴うＥＴＣシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）第一条に規定するＥＴＣシステムをいう。）に障害が発生したこと等により、円滑な料金の徴収が困難となった車両で会社等又は有料道路管理者が料金を徴収することが著しく不適当であると認めるもの	（新設）
別表第一～第四　（略）	別表第一～第四　（略）

附　則

この告示は、令和七年七月九日から施行する。

○国土交通省告示第五百十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定を実施するため、地心直交座標系（平成十四年国土交通省告示第百八十五号）の全部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月九日

国土交通大臣　中野　洋昌

地心直交座標系

地心直交座標系は、測量法第十一条第三項に規定する扁平な回転楕円体の中心で互いに直交するＸ軸、Ｙ軸及びＺ軸の三軸から成り、各軸の要件は、次のとおりとする。

一　Ｘ軸は、回転楕円体の中心及び経度〇度の子午線と赤道との交点を通る直線とし、回転楕円体の中心から経度〇度の子午線と赤道との交点に向かう値を正とする。

二　Ｙ軸は、回転楕円体の中心及び東経九十度の子午線と赤道との交点を通る直線とし、回転楕円体の中心から東経九十度の子午線と赤道との交点に向かう値を正とする。

三　Ｚ軸は、回転楕円体の短軸と一致し、回転楕円体の中心から北に向かう値を正とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○中央選挙管理会告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和七年七月九日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
　　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和七年七月二十五日　午前十時

○参議院比例代表選出議員選挙選挙長告示第一号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙につき、参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月九日

参議院比例代表選出議員選挙選挙長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
　　総務省

日時　令和七年七月十八日　午前十時三十分

○外務省告示第二百六十六号

令和七年六月二十三日にバグダッドで、円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の平成二十六年二月十六日付けの交換公文に従ってイラク共和国政府に供与されることになった港湾整備計画（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がイラク共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十一年十月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、イラク共和国政府との間に行われた。

令和七年七月九日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第千九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県伊那市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

伊那市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県板野郡上板町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び上板町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（令和三年一月五日農林水産省告示第三十二号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成二年七月二十五日農林水産省告示第九百八十八号（一の㈠の1及び2（大牟田市大字今山字鉢カクメ五三二、五三五、字大念佛五六四、五六六の二、五七一を除く。）、二並びに三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県熱海市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

熱海市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び熱海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秋田県横手市大森町八沢木字下石高一八の四、一八の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秋田県横手市大森町八沢木字稗田沢五の一、字上石高一〇の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秋田県横手市大森町八沢木字一枚田沢一七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百一一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県東白川郡矢祭町大字中石井字舘谷三〇七、三〇八、三一〇、三一一、字高室七五五、七五六、七六〇、七六一、大字東舘字南沢一二の二、五三の一、五三の二、大字内川字遠前一〇二の一、一〇二の二、一二八の一、一二九の

一、字久曽渡四〇八の二、四〇八の三、大字下石井字腸ヶ作七七、七八、八一、一二二、字一ノ沢一二五の四二、字宮内一一七の一、一一九、二五〇の五〇、二五〇の五二、二五〇の六一、大字関岡字大沢三〇八の二、字保登久保五五の一、五五の二、六〇、六一、六三の一、六三の二、六五、七〇、七二、七三、七八、七九、八〇の二、八六の二、大字大烘字上町四三の一、四三の三、四六、字町七二の一から七二の三まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字南沢五三の一（次の図に示す部分に限る。）、一二の二、字遠前一〇二の一・一二八の一・一二九の一・字久曽渡四〇八の二・四〇八の三・字一ノ沢一二五の四二・字大沢三〇八の二・字上町四三の一・四六（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、字腸ヶ作七七・八一・一二二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七八、字宮内二五〇の五〇・二五〇の五二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七の一、一一九、二五〇の六一、字町七二の一から七二の三まで、字保登久保五五の一・六一・六五・七〇・七三・七八・八〇の二・八六の二（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、五五の二、六三の一、六三の二、七九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　富山県富山市八尾町高熊字東飛地一の一から一の一二まで、二の一から二の六まで、三、四の一から四の四まで、五の一から五の六まで、六の一から六の六まで、字平林三〇八五、八尾町小谷字西山八の三〇、八の三一、八の七七、八尾町桐谷字大亦二二の一、二二の三一、二二の三四、二二の三八、二二の三九、二四の一、高岡市福岡町下向田字奥山一七二、一七三、一七四の一から一七四の三まで、福岡町小野字奥山五九、六〇の一、六〇の二

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　富山県富山市根上字カツラ谷三の四、三の五、三の七、三の八、四の一、四の三から四の六まで、五、六の二、七の一、七の四、八尾町谷折字岩腰一五の二九、字中平一六の四二、一七の二九、八尾町島地字明地谷七、九、一〇の一から一〇の三まで、一〇の五から一〇の一〇まで、一七、三一九、字大窪三六〇、三六一、三六三、三六四、字祥苗三五八、三五九

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県勝山市野向町牛ケ谷一〇三字甚上一の二、一〇五字ノボリ一の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県大野市黒当戸二一字荒谷一の二七から一の二九まで（以上三筆国有林）、一の一から一の四まで、一の七から一の一四まで、一の一六、一の一七、二二字黒谷一、二の一から二の九まで、三、二三字野津又谷一の一から一の九まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県福井市皿谷町五六字正ケ谷一の一、一の二、五八字宮谷一の一、一の二、二の一、二の二、五九字追分一の一、一の二、二の一、二の二、三の一、三の二、四の一、四の二、五の一、五の二、六の一、六の二、六〇字古作一の一、一の二、二の一、二の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県大飯郡高浜町坂田七号坂田六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び高浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県小浜市小屋六三号緩ノ上一八の一、二〇から二三まで、二四の一から二四の三まで、二五、二七の一から二七の三まで、二八から三一まで、三三から四〇まで、四一・四二・四三の一合併、四三の二、四四、四五・四六合併、四七、五〇の一、五〇の三、五一の二、五三、五五、五六、五七の一から五七の四まで、五九・六一合併一、五九・六一合併二、六〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第六十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件）の一部を次のように改正し、令和七年七月十日から適用する。

令和七年七月九日

経済産業大臣　武藤　容治

表の指定の期間の欄中「令和七年七月九日」を「令和七年九月三十日」に改める。

○国土交通省告示第五百十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年六月二十三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5750号	航海情報記録装置	ＶＲ―7000	古野電気株式会社	固定式記録媒体の追加

○海上保安庁告示第十七号

航路標識の廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和七年七月九日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称	那覇港泊第五号灯浮標	名称	新和沖拓洋養殖施設Ａ灯浮標	名称	新和沖拓洋養殖施設Ｂ灯浮標
位置		位置		位置	
所在地	沖縄県那覇港（那覇港新港第一防波堤南灯台の東北東方約二・一キロメートル）	所在地	大多尾港三号防波堤灯台（熊本県天草市）の南南東方約二・五キロメートル	所在地	大多尾港三号防波堤灯台（熊本県天草市）の南方約一・七キロメートル
北緯	二六―一三―四五	北緯	三二―二〇―一六	北緯	三二―二〇―三一
東経	一二七―四〇―一八	東経	一三〇―一三―三九	東経	一三〇―一三―〇九
廃止年月日	令和七年二月十八日	廃止年月日	令和七年二月二十四日	廃止年月日	令和七年二月二十四日

名称	新和沖拓洋養殖施設Ｃ灯浮標	名称	新和沖拓洋養殖施設Ｄ灯浮標	名称	新和沖拓洋養殖施設第一号灯浮標
位置		位置		位置	
所在地	横島灯台（熊本県天草市）の南東方約一・三キロメートル	所在地	横島灯台（熊本県天草市）の南東方約一・八キロメートル	所在地	大多尾港三号防波堤灯台（熊本県天草市）の東方約二・六キロメートル
北緯	三二―二二―一六	北緯	三二―二二―〇五	北緯	三二―二一―二五
東経	一三〇―一三―四	東経	一三〇―一四―五五	東経	一三〇―一四―二七
廃止年月日	令和七年二月二十四日	廃止年月日	令和七年二月二十四日	廃止年月日	令和七年二月二十四日

名称	新和沖拓洋養殖施設第二号灯浮標	名称	新和沖拓洋養殖施設第三号灯浮標
位置		位置	
所在地	大多尾港三号防波堤灯台（熊本県天草市）の東方約二・七キロメートル	所在地	大多尾港三号防波堤灯台（熊本県天草市）の東北東方約一・九キロメートル
北緯	三二―二一―三〇	北緯	三二―二一―四〇
東経	一三〇―一四―三一	東経	一三〇―一三―五七
廃止年月日	令和七年二月二十四日	廃止年月日	令和七年二月二十四日

名　称　新和沖拓洋養殖施設第四号灯浮標
位　置
所在地　大多尾港三号防波堤灯台（熊本県天草市）の東北東方約二・二キロメートル
北　緯　三二―二一―四一
東　経　一三〇―一四―一〇
廃止年月日　令和七年二月二十四日

名　称　高知港南防波堤東仮設灯台
位　置
所在地　高知県高知港（南防波堤東端）
北　緯　三三―二九―五五
東　経　一三三―三五―三九
撤去年月日　令和七年二月九日
記　事　一時変更

名　称　立馬埼沖海況観測灯浮標
位　置
所在地　立馬埼灯台（愛知県田原市）の東北東方約二・九キロメートル
北　緯　三四―四〇―三〇
東　経　一三七―〇五―四九
撤去年月日　令和七年二月九日
記　事　一時変更

○防衛省告示第百六十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月九日

日　時　令和七年七月十六日（予備、同月十七日及び同月十八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ｱ)から(ｶ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｶ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ｱ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ｲ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ｳ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ｴ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ｵ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(ｶ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

自衛艦十隻

実施艦
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月九日

日　時　令和七年七月十六日（予備、同月十七日及び同月十八日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ｱ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ｲ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ｳ)　東経一二八度〇九分五二秒
(ｴ)　東経一二九度〇九分五二秒

自衛艦九隻

実施艦
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月九日

日　時　令和七年七月十六日（予備、同月十七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ｱ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度二九分四七秒
(ｲ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度二九分四七秒
(ｳ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度三〇分一〇秒
(ｴ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度三〇分一〇秒

自衛艦九隻

実施艦
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月九日

日　時　令和七年七月十六日（予備、同月十七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

自衛艦九隻

実施艦
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月九日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七　号　新発田市小舟町一丁目六四〇番二地先から同市小舟町一丁目四八〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月九日

○防衛省告示第百六十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月九日

日　時　令和七年七月十七日及び同月十八日（予備、同月二十一日）の毎日〇六〇〇から一九〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ｱ)から(ｴ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｴ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートル以下までの間

(ｱ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(ｲ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ｳ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ｴ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

自衛艦九隻

実施艦
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

人事異動

消費者庁

（厚生労働省人材開発統括官）
厚生労働事務官　堀井奈津子

消費者庁長官に昇任させる
（消費者庁長官）消費者庁長官　新井ゆたか

勤務延長期限到来による退官
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　日下部英紀

消費者庁次長に昇任させる
（消費者庁次長）同　吉岡　秀弥

内閣府に出向させる
（中小企業庁次長）経済産業事務官　飯田　健太

内閣府事務官（消費者庁政策立案総括審議官）に転任させる
（消費者庁政策立案総括審議官）内閣府事務官　藤本　武士

経済産業省に出向させる
（農林水産省大臣官房付）農林水産技官　及川　仁

内閣府技官（消費者庁食品衛生・技術審議官）に昇任させる
（消費者庁食品衛生・技術審議官）内閣府技官　中山　智紀

厚生労働省に出向させる
（消費者庁消費者安全課長）内閣府事務官　阪口　理司

消費者庁参事官（人事・会計等担当）に併任する
（総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課長）総務事務官　堀内　隆広

内閣府事務官（消費者庁総務課長）に転任させる
（消費者庁総務課長）内閣府事務官　安東　高徳

総務省に出向させる
（公正取引委員会事務総局審査局第四審査長）同　岡田　博己

消費者庁表示対策課長に転任させる
（消費者庁表示対策課長）同　高居　良平

公正取引委員会事務総局に出向させる
（農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課商品取引室長）農林水産事務官　宮長　郁夫

内閣府事務官（消費者庁食品表示課長）に昇任する
（消費者庁食品表示課長）内閣府事務官　清水　正雄

農林水産省に出向させる
（国土交通省大臣官房広報課広報企画官）国土交通事務官　茶谷晋太郎

内閣府事務官（消費者庁参事官（公益通報・協働担当））に昇任する
（消費者庁参事官（公益通報・協働担当））内閣府事務官　浪越　祐介

国土交通省に出向させる（以上七月一日）

財務省

（大臣官房付）財務事務官　廣光　俊昭

大臣官房審議官を命ずる
（国際局調査課長）同　西方　建一

大臣官房参事官を命ずる
（大臣官房参事官）同　藤井　大輔

主税局参事官を命ずる
（大臣官房審議官兼主税局参事官）同　細田　修一

主税局参事官兼務を免ずる
（大臣官房付）同　今村　英章

国際局次長を命ずる
（国際局長兼国際局次長事務取扱）同　緒方健太郎

国際局次長事務取扱兼務を免ずる
（大臣官房審議官）同　内野洋次郎

横浜税関長を命ずる（以上七月七日）

防衛省

（大臣官房企画評価課長）防衛書記官　原　大輔

退職を承認する（六月三十日）
（防衛装備庁長官官房審議官）防衛事務官　西脇　修

退職を承認する
防衛事務官（防衛装備庁長官官房審議官）に採用する
（大臣官房会計課長）防衛書記官　河口　健児

退職を承認する
（地方協力局西日本協力課長）同　原田　道明

大臣官房参事官に転任させる
（大臣官房文書課長（併）大臣官房文書課防衛省図書館長）防衛書記官（併）防衛事務官　鈴木　雄智

大臣官房企画評価課長に併任する
防衛書記官（大臣官房会計課長）に採用する
（整備計画局施設整備官）防衛書記官　丸山　幹夫

整備計画局施設整備課長に転任させる
（地方協力局東日本協力課長）同　深和　岳人

地方協力局地方協力課長に転任させる
（大臣官房参事官）同　関　兼文

地方協力局参事官に転任させる（以上七月一日）

東京都

新

（交通局長）久我　英男
（水道局長）西山　智之
（下水道局長）佐々木　健
（職員共済組合事務局長）笹沼　正一
（保健医療局長）雲田　孝司
（港湾局長）松川　桂子
（中央卸売市場長）早川　剛生
（収用委員会事務局長）有金　浩一
（監査事務局長）小林　忠雄
（議会局長）児玉英一郎
（以上三月三十一日）

旧

辞職　交通局長　久我　英男
同　水道局長　西山　智之
同　下水道局長　佐々木　健
同　職員共済組合事務局長　笹沼　正一
同　デジタルサービス局長　雲田　孝司
同　生活文化局長　松川　桂子
同　港湾局長　早川　剛生
同　保健医療局長　有金　浩一
同　福祉局長　小林　忠雄
同　都民安全総合対策本部長　竹迫　宜哉
同　スポーツ推進本部長　渡邉　知秀
同　住宅政策本部長　山崎　弘人
同　中央卸売市場長　猪口　太一
同　スタートアップ戦略推進本部長（スタートアップ・国際金融都市戦略室長）　吉村　恵一
労働委員会事務局長　久故　雅幸
収用委員会事務局長　小平　基晴
人事委員会事務局長　丸山　雅代
監査事務局長　安部　典子
議会局長　宮澤　浩司
（以上四月一日）

石川県

○労働委員会委員任命
松田光代委員、窪田正尚委員、徳本喜彰委員及び宮鍋正志委員は、四月二十九日任期満了し、同月三十日次の者が任命された。
労働委員会委員　中村　雅代
同　的場　達也
同　山下　敏弘
同　糸崎　弥央

○労働委員会委員再任
髙木利定委員、中村正人委員、髙見俊也委員、永下和博委員、秋葉宏委員、福田佳央委員、本裕一委員、石野晴紀委員、井上英一郎委員、木下義隆委員及び橋本政人委員は、四月三十日再任された。

愛知県

○監査委員選任
前田貢委員は、六月五日任期満了し、同月六日次の者が選任された。
監査委員　今田　幹雄

鳥取県

○議長選挙
浜崎晋一議長は、六月九日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　福田　俊史

○副議長選挙
野坂道明副議長は、六月九日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　浜田　一哉

山口県

○議長選挙
柳居俊学議長は、五月十二日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　柳居　俊学

○副議長選挙
島田教明副議長は、五月十二日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　河野　亨

○監査委員選任
友広巌委員及び曽田聡委員は、五月十四日辞職し、同日次の者が選任された。
監査委員　江本　郁夫
同　猶野　克

札幌市

○監査委員選任
高橋克朋委員及び福田浩太郎委員は、六月九日辞職し、同月十日次の者が選任された。
監査委員　五十嵐徳美
同　丸山　秀樹

横浜市

○監査委員再任
前田一委員は、六月六日再任された。

川崎市

○議長選挙
青木功雄議長は、六月二日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　原　典之

○副議長選挙
岩隈千尋副議長は、六月二日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　堀添　健

○監査委員選任
石田康博委員及びかわの忠正委員は、六月一日辞職し、同月二日次の者が選任された。
監査委員　雨笠　裕治
同　浜田　昌利

名古屋市

○副議長選挙
うえぞの晋介副議長は、五月二十七日辞職し、欠員であったところ、六月十七日次の者が選挙された。
副議長　さわだ晃一

京都市

○教育委員会委員任命
松山大耕委員は、六月六日再任された。

大阪市

○監査委員選任
岡田妥知委員及び福田武洋委員は、五月二十八日辞職し、同月二十九日次の者が選任された。
監査委員　大橋　一隆
同　土岐　恭生

○議長選挙
竹下隆議長は、五月二十九日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　杉村幸太郎

○副議長選挙
西徳人副議長は、五月二十九日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　山田　正和

○人事委員会委員選任
西村捷三委員は、六月十八日任期満了し、同月十九日次の者が選任された。
人事委員会委員　小西　華子

○教育委員会委員任命
平井正朗委員は、五月三十一日任期満了し、六月一日次の者が任命された。
教育委員会委員　森　久佳

堺市

○監査委員選任
信貴良太委員は、五月三十一日辞職し、六月一日次の者が選任された。
監査委員　大林　健二

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年七月九日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 占用を制限する区域　区域
新発田市小舟町一丁目六四〇番二地先から同市小舟町一丁目四八〇番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　備考
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年七月十日
(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人西村尚芳は願により公証人を免ぜられた。
横浜地方法務局所属公証人小池晴彦は願により公証人を免ぜられた。
馬場純夫は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人小池晴彦の後任を命ぜられた。（以上六月三十日）（法務省）

公　　告

諸　事　項

工場財団

恵庭市北柏木町三丁目39番**合同容器株式会社**の工場財団に恵庭市北柏木町三丁目39番札幌工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年７月９日　　札幌法務局

福島県田村市都路町岩井沢字道ノ内65番地１**福島復興風力合同会社**の工場財団に福島県田村市都路町岩井沢字道ノ内65番地１阿武隈風力発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年７月９日　福島地方法務局郡山支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年７月９日

中国地方整備局長　杉中　洋一

１　処分をした年月日　令和７年６月17日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社イシン住宅研究所　石原　宏明　岡山県津山市二宮654―４　国土交通大臣許可（般―５）第25163号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年６月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年７月９日

中国地方整備局長　杉中　洋一

１　処分をした年月日　令和７年６月18日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社瀬戸内興建　籔野　敬貴　岡山県倉敷市玉島乙島49―29　国土交通大臣許可（特―４）第26857号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年６月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

破産管財人変更

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第４号

岐阜県各務原市前渡東町４丁目341番地
清算株式会社　株式会社日本企画
代表者代表清算人　丹羽　一弘

1　決定年月日　令和７年６月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

岐阜地方裁判所

令和７年（ヒ）第７号

北九州市戸畑区初音町８―18ウィングス戸畑1007
清算株式会社　北九州アッシュリサイクルシステムズ株式会社
代表清算人　島田　博宣

1　決定年月日　令和７年６月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月九日

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号

（甲）鯱キャピタル合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都港区港南四丁目六番五―三一〇三号

（乙）合同会社マヌル電電

代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月九日

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号

（甲）鯱キャピタル合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都小金井市東町五丁目三〇番一号

（乙）合同会社雷電ラボ

代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式保有業及び投資運用業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月九日

滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地

（甲）ＡＧＬインベストメント合同会社

代表社員　重田　泰

滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地

（乙）ＹＳホールディング合同会社

代表社員　重田　泰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｎ．Ｄ．Ｓとします。

効力発生日は令和七年九月二日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年七月十八日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月九日

栃木県足利市福居町二〇九一番地二

合同会社Ｎ．Ｄ．Ｓ

代表社員　根岸　竜也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月九日

東京都台東区今戸二丁目三番五号

合同会社Ｌｉｅｎ

代表社員　川尻　翔平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月九日

東京都港区西麻布一丁目一五番四号Ｆａｒｏ西麻布Ｂ一Ｆ

合同会社ヴィヴィッド

代表社員　Ｂｅｓｔ　Ｍホールディングス株式会社

職務執行者　村本　友美

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月九日

東京都渋谷区神泉町一〇番一五号アネックス神泉三〇一

合同会社ａ―ｔｉｍｅ

代表社員　松村　卓和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月九日

東京都港区六本木七丁目一四番二三―四Ｆ

合同会社Ｃｏ―ｌａｂｏ

代表社員　小倉　聡馬

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月九日

石川県小松市小馬出町一八番地

合同会社プラスぽぽぽ

代表社員　榊原　千秋

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び賃借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

令和七年七月九日

福井県大飯郡おおい町名田庄下第三三号一二番地一

名田庄下生産森林組合

組合長理事　森　一博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三日であり、組織変更後の商号はａｎｅｌｌｏ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月九日

名古屋市中区丸の内三丁目二一番二一号丸の内東桜ビル二〇五号室

ａｎｅｌｌｏ合同会社

代表社員　矢島　成美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月九日

滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地

ＹＳホールディング合同会社

代表社員　重田　泰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月九日

京都府八幡市八幡千束一四番地の一

ＴＲＡＤＥ　ＪＡＰＡＮ合同会社

代表社員　ハジャ・モヒディン・サイフル・アクラム

組織変更公告

当組合は、生産森林組合の組織を変更して認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

組織変更後の名称は、荒木大辻自治会とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、貸借対照表は主たる事務所に備えておいてあります。

令和七年七月九日

兵庫県豊岡市出石町荒木七七六番地

荒木生産森林組合

組合長理事　川﨑　稔

組織変更公告

当会社は、株式会社に組織変更することにいたしましたので、この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出てください。

令和七年七月九日

福岡県福岡市中央区天神四丁目六番二八号七階

合同会社ｗｅｂデザイン

代表社員　黒木雄一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月九日

秋田県横手市駅前町六番三号

ともえ商事有限会社

代表取締役　工藤　幹男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百一万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　五十五頁（号外第一四一号）

令和七年七月九日

東京都中央区銀座六丁目一六番六号二Ｆ

株式会社ＣＶＣ

代表取締役　石黒　健

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月九日

福岡県糸島市前原中央三丁目一八番二五号

有限会社南松堂

代表取締役　西　浩史

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年八月十七日を効力発生日とする株式会社四季彩ペイント、株式会社ティンミー及び株式会社四季彩建物それぞれとの株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月九日

沖縄県那覇市小禄一丁目二一番二五号一階

株式会社四季彩グループ

代表取締役　島袋　篤

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月九日

東京都新宿区西新宿七丁目二〇番一号

株式会社明光みらい

代表取締役　小幡　和輝

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月九日

山形県山形市花岡一二一番地の一

株式会社丸運ロジスティクス東北

代表取締役　友廣　誠

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月九日

神奈川県小田原市栄町二丁目七番二五号

株式会社ツー・ワン

代表取締役社長　佐藤　孝志

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月九日

広島市中区光南五丁目三番一九号

株式会社みどり

代表取締役　百武　博之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山﨑亮雄が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月九日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

Ｇｌｏｂａｌ　ＪａｐａｎＰｔｅ．Ｌｔｄ．

日本における代表者　山﨑　亮雄

任意清算公告

当社は、令和七年六月二十五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月九日

山口県山口市矢原一一八五番地三

合名会社ワタナベ

代表社員　渡邉　哲夫

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和七年七月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月九日

愛知県名古屋市西区市場木町三九〇番地

御幸毛織株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　宮﨑　喜幸

訂正公告

令和七年六月二十七日掲載（号外第一四六号）の新幹線メンテナンス東海株式会社に係る第四十八期決算公告中、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月九日

東京都中央区日本橋三丁目一番一七号

新幹線メンテナンス東海株式会社

代表取締役社長　大山　隆幸

正　誤

ページ	段	行	誤	正
七三三	改正後欄終りから	二	〇・九九四六	〇・九九四六四
〃	〃	三	三九六	一五
七三四				

（原稿誤り）